

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況（平成25年度）について（概要）

総括：基本計画（第2次）に基づき施策を着実に推進。

1. 教育及び啓発活動の推進

1. 学校における教育・啓発の推進

－ 「ソーシャルメディアガイドラインづくりのすすめ」の作成支援。学校や家庭でのソーシャルメディアに関するルールづくりを推奨。〔総務〕

－ 保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座を実施。〔警察、総務、文科、経産〕

2. 社会における教育・啓発の推進

－ インターネットリテラシーに関する指標策定(ILAS)の取組を推進。〔総務〕

－ 国民のための情報セキュリティサイト」において、スマートフォンやSNS等の新たな技術やサービスの登場等情報セキュリティ対策などを情報提供。〔総務〕

－ サイバー防犯ボランティア育成・支援を推進。〔警察〕

3. 家庭における教育・啓発の推進

－ 青少年のインターネットの適切な利用に関する広報資料を作成・配布。
〔内閣府、警察、総務、文科、経産〕

－ 関係省庁と連携し、保護者向け護者向け普及啓発リーフレットを作成・公表。〔内閣府〕

4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

－ 携帯型ゲーム機やインターネット接続テレビ、携帯多機能プレイヤー、スレート型PC等のインターネット接続機器について利用実態の調査を実施。〔経産〕

5. 国民運動の展開

－ 平成26年の春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等と協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、集中的に取組を展開。〔内閣府、警察、総務、法務、文科、経産〕

平成25年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(抜粋)

▽携帯電話・スマートフォンにおけるフィルタリング等利用率は、前年と比べて減少。小学生で6割台後半、中学生で6割強、高校生で約5割。

▽フィルタリングの認知度は、横ばい傾向。「知っていた」及び「なんとなく知っていた」の合計は約9割。

▽青少年インターネット環境整備法の認知度は、前年度と同程度。法及び保護者の責務や義務を「いずれもしらない」と回答した保護者は5割台後半。

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

－ 「スマートフォン安心安全強化戦略」を受けて、関係事業者にフィルタリングの徹底等を要請。〔総務〕

－ 警察庁から都道府県警察に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について事業者に対する働き掛けの強化を指示。〔警察〕

2. 携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの高度化の推進

－ 携帯電話事業者において無線LANにも対応可能なアプリフィルタリングソフトを順次提供開始。第三者機関においてアプリに対応した認定スキームを整備。〔総務〕

3. 新たな機器及び伝送技術への対応

－ フィルタリングソフトのプリインストールやホワイトリスト方式のスマートフォンを新たに開発するなど青少年保護・バイ・デザインを念頭においた取組を推進。〔総務〕

－ 青少年による機器の利用実態を調査し、その結果を事業者にフィードバックすることにより、望ましいフィルタリングの基準普及に向けた取組を推進。〔経産〕

4. フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援

－ インターネット・ホットラインセンターが一般利用者から通報された情報を、複数のフィルタリング提供事業者に提供。〔警察〕

5. フィルタリング普及促進のための啓発活動等

－ 平成26年の春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等と協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に取組を展開。(再掲)〔内閣府、警察、総務、法務、文科、経産〕

－ ゲーム機メーカー及び家電量販店による、保護者への普及・啓発(チラシの配布)の取り組みを促進。また、ポスターを作成し、家電量販店が掲示する活動を促進。〔経産〕

6. フィルタリング普及状況等に関する調査研究

－ 青少年及びその保護者を対象に、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施。〔内閣府〕

3. 民間団体等の支援

1. 青少年がインターネット活用能力を習得するための活動に対する支援
 - － ネットモラルキャラバン隊を結成し全国12ヶ所で学習・参加型のシンポジウムを開催。〔文科〕
2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
 - － 安心ネットづくり促進協議会調査検証作業部会において、いじめ・暴力、性意識・行動、自殺、依存に関する調査研究を公表。〔総務〕
 - － 青少年による機器の利用実態を調査し、その結果を事業者にフィードバックすることにより、望ましいフィルタリングの基準普及に向けた取組を推進。〔経産〕
3. 青少年のインターネット上の問題についての相談等に対する支援
 - － 都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施。〔警察〕
4. 安心ネットづくり促進協議会に対する支援
 - － 安心ネットづくり促進協議会における調査活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務、内閣府、経産、文科〕

4. その他重要事項

1. サイバー犯罪の取締り等の推進
 - － 違法・有害情報に係る捜査の効率化を目的とした「全国協働捜査方式」を推進し、サイバー犯罪の効率的な取締体制を強化。〔警察〕
 - － 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」が成立し、ウイルス作成・供用等の罪の新設等が施行され、検察当局において適切に運用。〔法務〕
2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進
 - － インターネット・ホットラインセンターを通じた違法・有害情報の削除依頼に努力。〔警察〕
3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進
 - － 専用相談電話（「子どもの人権110番」）やインターネット（SOS-eメール）による相談の受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニター」の配布等を実施。〔法務〕
4. 迷惑メール対策の推進
 - － 「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を策定・公表しているほか、各種業界団体や地方公共団体等に対して、送信ドメイン認証技術等迷惑メール対策技術の導入を推進するための説明会を6回開催〔総務〕
5. 国内外における調査
 - － 特にスマートフォンに関する近年の動向について、アメリカ・フランス・スウェーデン・韓国における青少年のインターネット環境整備状況等に係る取組実態についての調査を実施。〔内閣府〕

5. 推進体制等

1. 国における推進体制
 - － 青少年インターネット環境整備推進課長会議を平成25年10月及び平成26年2月に開催。〔内閣府〕
2. 地方公共団体、事業者及び民間団体との連携体制の活用
 - － 全国8か所において、国・地方公共団体・民間団体が連携して、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。〔内閣府〕
3. 国際的な連携の促進
 - － 国際的なサイバー犯罪対策プロジェクトを実施するとともに、外国捜査機関職員との情報交換、協力関係の確立等を積極的に推進。〔警察〕
 - － わが国において開発したリテラシー指標（ILAS）の概要等について、日星ICT政策対話（平成25年9月）、日EU・ICT政策対話（平成25年12月）及びITU青少年保護作業部会（平成26年2月）の場で情報共有。〔総務〕
 - － リテラシー指標（ILAS）を平成25年6、7月に、全国の高校一年生約3,500名を対象にテストを実施、公表。〔総務〕
4. 基本計画の見直し
 - － 平成25年度、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を計5回開催。第17回（H25.4.23）、第18回（H25.8.22）、第19回（H25.10.7）、第20回（H25.12.18）、第21回（H25.2.19）〔内閣府〕